

約 款

使用済自動車再資源化預託金等の預託に必要な実務等に関する委託基本約款（案）

第1章 総則

第1条（総則）

1. 財団法人自動車リサイクル促進センター（以下、「JARC」といいます。）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下、「自動車リサイクル法」といいます。）に基づき、使用済自動車に係る再資源化預託金等の管理を行う資金管理法として、経済産業・環境大臣の指定を受けており、これを円滑に実施するため、「使用済自動車再資源化預託金等の預託に必要な実務等に関する委託基本約款」（以下、「基本約款」といいます。）を以下の通り定めます。
2. 基本約款及び本条第3項に定める付属約款（以下、基本約款と付属約款を合わせて「委託約款」といいます。）は、自動車の所有者がJARCに対して行う自動車リサイクル法第73条第1項から第3項に基づく再資源化等料金に相当する額の金銭の再資源化等預託金としての預託、同法第73条第4項に基づく情報管理料金に相当する額の金銭の情報管理預託金としての預託、及び同法第73条第6項に基づく資金管理料金の請求に応じた支払い（以下、「リサイクル料金等の預託」といいます。）に際し、基本約款第2条において定義する預託実務等受託業者がJARCの委託によりリサイクル料金等の預託に必要な実務等を実施するにあたっての契約関係を定めるものです。
3. JARCは第3条に定める契約締結のための申込書（以下、「申込書」といいます。）に記載される預託実務等受託業者の類型に応じ、基本約款に加えて適用される約款（以下、「付属約款」といいます。）を以下の通り定めます。基本約款の規定と付属約款の規定に相違がある場合、付属約款の規定が優先するものとします。

「指定整備事業者兼引取業者による金融機関口座引落し方式を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等委託付属約款」

：所属する各都道府県自動車整備振興会から「保安基準適合証交付実績証明書」の発行を受けた指定整備事業者であって引取業者を兼業する事業者で、金融機関口座引落し方式を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等を行う者に適用

「指定整備事業者兼引取業者によるコンビニエンスストア及び郵便局を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等委託付属約款」

：指定整備事業者であって引取業者を兼業する事業者で、コンビニエンスストア及び郵便局を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等を行う者に適用

「指定整備事業者等による金融機関口座引落し方式を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等委託付属約款」

：所属する各都道府県地方自動車整備振興会から「保安基準適合証交付実績証明書」の発行を受けた指定整備事業者又はJARCの特別の認定を受けた者で、金融機関口座引落し方式を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等を行う者に適用

「指定整備事業者によるコンビニエンスストア及び郵便局を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等委託付属約款」

：指定整備事業者で、コンビニエンスストア及び郵便局を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等を行う者に適用

「引取業者によるコンビニエンスストア及び郵便局を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等委託付属約款」

：引取業者で、コンビニエンスストア及び郵便局を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等を行う者に適用

第2条（用語の定義）

1. 委託約款において使用する用語の定義は、委託約款で特に定める場合を除き、自動車リサイクル法及び同法の委任を受けた政省令の定めるところによるものとします。
2. 「預託実務等受託業者」とは、JARCからの委託を受けリサイクル料金等の預託に必要な実務等を行う者として委託約款に基づいて申込みを行った者で、JARCと委託約款に基づく契約を締結した者といいます。
3. 「指定整備事業者」とは、道路運送車両法第94条の2第1項に定める指定自動車整備事業の指定を受けた事業所を有する者をいいます。

第3条（法令の遵守）

預託実務等受託業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守するものとします。

第4条（委託実務）

JARCが預託実務等受託業者に委託する具体的な実務（以下、「委託実務」といいます。）は付属約款に定めるものとします。

第2章 契約

第5条（契約申込）

1. 付属約款で定める資格要件を満たし預託実務等受託業者としての契約締結を希望する者は、JARC所定の申込書を提出し、契約締結にかかる申込みを行うものとします。
2. 前項に基づく申込みの際は、申込書の他に付属約款で定める添付書類をJARCに対して提出するものとします。

第6条（契約の締結）

1. 前条に基づく申込みが行われた場合、JARCは申込書の記載事項及び添付書類を確認した上で、申込みを行った者（以下、「申込者」といいます。）と契約を締結し、申込者にその旨通知します。
2. 前項の契約はJARCの通知発信日をもって、締結日とします。

第7条（変更の届出）

1. 預託実務等受託業者は氏名又は名称、住所、法人である場合には代表者の氏名、事業所の名称、事業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号、リサイクル担当者のE-mailアドレス及び金融機関口座情報等に変更があったときは、その日から30日以内にその旨をJARCに書面を郵送することにより届け出るものとします。
2. 預託実務等受託業者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、直ちにその旨をJARCに届け出ることとします。
指定自動車整備事業の廃止（指定の取消しを含む。）又は引取業者の登録の取消、事業の全部若しくは一部の停止の処分を受けたとき、その他付属約款に定める資格を喪失したとき
自動車リサイクル法第48条第1項に定める届出を行ったとき

第8条（委託手数料）

JARCは、預託実務等受託業者に対し、委託実務の対価として付属約款に定める委託手数料（以下、「手数料」といいます。）を支払います。
但し、預託実務等受託業者が次条に定めるJARCに対する送金を怠った場合は、手数料の支払いを留保、又は手数料を遅延損害金の全部若しくは一部と相殺することができるものとします。

第9条（遅延損害金）

預託実務等受託業者が委託約款に基づくJARCに対する送金を怠った場合、又は第14条に定める契約の解除に該当する事由により、JARCが損害を被った場合、JARCは送金されるべきリサイクル料金等に加え、遅延損害金を預託実務等受託業者に請求できるものとします。

第10条（機密保持）

1. 預託実務等受託業者は、書面、口頭を問わず、委託約款の履行に関連しJARCから取得した情報について、JARCの事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではないものとします。
取得した際、既に保有していたもの
取得した際、既に公知又は公用であったもの
取得した後、自らの責によらないで公知又は公用となったもの
取得した後、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を伴わずに取得したもの
司法、行政機関等、正当な権限を有する者からの開示請求があった場合
2. 本条に基づく義務は委託約款に基づく契約の終了後も存続するものとします。

第11条（費用）

預託実務等受託業者が委託約款を履行する際に要する費用（書類送付費用を含む）が発生した場合、当該費用（公租公課を含む。）については、預託実務等受託業者の負担とします。

第12条（調査）

JARC（JARCの指定する者を含む。）は、委託実務の実施状況の把握に必要な限度において、預託実務等受託業者につき委託実務の実施状況の調査等ができるものとします。

第13条（譲渡禁止等）

預託実務等受託業者は、JARCの事前の承諾がない限り、委託約款に基づく権利義務及び委託約款上の地位を第三者に対して譲渡又は処分することができず、本業務を第三者に再委託してはならないものとします。

第3章 契約の解除

第14条（契約の解除）

1. 預託実務等受託業者は、委託実務の全部又は一部の廃止を希望する場合は、その旨をJARCに書面により届出（以下、「解約届」といいます。）を行うことによりJARC及び当該預託実務等受託業者間の委託約款に基づく契約を解除することができます。この場合、契約解除の効果は解約届がJARCに到達した日から生じるものとします。預託実務等受託業者であった者は、届出後直ちにJARCに対して負う債務の全額を支払うものとします。
2. JARCは、3ヶ月間の予告期間をもって、預託実務等受託業者に対し書面により通知することで、JARC及び当該預託実務等受託業者間の委託約款に基づく契約を解除することが

できます。この場合、契約解除の効果は解除通知が預託実務等受託業者に発送された日から3ヶ月経過した時点で生じるものとします。預託実務等受託業者は、契約解除の効果が生じる日までに、JARCに対して負う債務の全額を支払うものとします。

3. JARCは、預託実務等受託業者が以下の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要せずして、直ちに当該預託実務等受託業者との委託約款に基づく契約を解除することができるものとします。預託実務等受託業者であった者は、JARCの請求に従い、JARCに対して負う債務の全額を支払うものとします。
委託約款の各条項に違反し、相当の期間を定めて是正を促しても是正しないとき
申込書の記載内容に虚偽の内容があったとき
自動車リサイクル法又は関連法令に違反したとき
任意の1年間において、委託実務の実績がなかったとき
預託実務等受託者が前項又はに該当したとき
その他契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

第4章 その他

第15条（準拠法）

委託約款は、日本法を準拠法とします。

第16条（合意管轄裁判所）

委託約款に関してJARCと預託実務等受託業者の間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条（約款の改訂）

1. 委託約款を改訂する場合、緊急の改訂が必要と判断される場合を除き、原則としてJARCは3ヶ月前に預託実務等受託業者にその内容を通知します。預託実務等受託業者が当該通知の到達した日から2ヶ月以内に異議の申立てを行わない限り、JARCは当該預託実務等受託業者が委託約款の改訂に同意したものとみなします。
2. 前項に基づき預託実務等受託業者が異議の申立てを行った場合、JARC及び当該預託実務等受託業者は双方協議して解決にあたるものとし、かかる協議が不調に終わった場合、JARC及び当該預託実務等受託業者間の委託約款に基づく契約は異議の申立てがあった日から1ヶ月後に終了するものとします。

引取業者によるコンビニエンスストア・郵便局を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等委託付属約款(案)

第1条（付属約款の位置付け）

本付属約款は、使用済自動車再資源化預託金等の預託に必要な実務等に関する委託基本約款（以下、「基本約款」といいます。）と一体として適用されるものとします。

第2条（資格要件）

基本約款第5条第1項において付属約款で定めるとされている契約締結にかかる申込みの際の資格要件（以下、「資格要件」といいます。）は、次の通りとします。

自動車リサイクル法第42条に定める引取業者の登録を受けていること、又は特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下、「フロン回収破壊法」といいます。）第25条に定める第2種特定製品引取業者の登録を受けていること

第3条（契約申込み）

1. 申込者は、申込書及び次項で定める添付書類をJARCに提出するものとします。
2. 添付書類は以下の通りとします。
自動車リサイクル法第4条第2項に基づき都道府県知事等が発行する「引取業者通知書」の写し又はフロン回収破壊法第26条第2項に基づき都道府県知事等が発行する「第2種特定製品引取業者登録通知書」の写し
郵便局自動払込利用申込書

第4条（資金管理システム使用規約）

預託実務等受託業者は、預託実務等受託業者が電子計算機等を使用して資金管理システムを使用する際の遵守事項としてJARCが別に定める「資金管理システム使用規約」（以下、「使用規約」といいます。）を承諾のうえ、使用規約に定める所定の申込手続きを行うものとします。

第5条（委託実務）

基本約款第4条において付属約款に定めるとされている委託実務は以下の通りとします。その詳細についてはJARCが定めるマニュアルに従うものとします。
リサイクル料金等の預託申請

第6条（リサイクル料金等の送金方法）

リサイクル料金等のJARCに対する送金はJARCが定める、コンビニエンスストアでの料金収納方式又は郵便局での振り込みにより行うものとします。送金方法の詳細はJARCが定めるマニュアルに従うものとします。

第7条（委託手数料）

基本約款第8条において付属約款に定めるとされている手数料は以下の通りとします。

金額：

< パーソナルコンピューター等による預託申請の場合 >

円×入金件数+消費税相当額（リサイクル料金等が預託され、当該情報をJARCが把握した月の末日の適用税率で計算）

< ファクシミリによる預託申請の場合 >

円×入金件数+消費税相当額（JARCで預託申請を受け、登録を行った入金情報登録の実施月末日の適用税率で計算）

支払方法：預託実務等受託業者の指定する郵便局の口座に対する振込み

支払時期：入金情報登録月の翌月でJARCの指定する日（月次払い）

資金管理システムの使用に関する規約（案）

第1章 総 則

第1条（総則）

1. 財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」といいます。）は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」といいます。）における資金管理業務の円滑かつ確実な実施を目的として、再資源化預託金等の管理等を行うために必要なシステム（以下「資金管理システム」といいます。）を構築し、これを運営します。
2. 資金管理システムの使用に関する規約（以下「本使用規約」といいます。）は、「使用済自動車再資源化預託金等の預託に必要な実務等に関する委託基本約款」（以下「基本約款」と

いいます。）第1条第3項に定義される預託実務等受託業者が電子計算機又はファクシミリ（以下「電子計算機等」といいます。）を用いて資金管理システムを使用するに際し遵守すべき事項を定めるものです。

第2条（用語の定義）

1. 本使用規約において使用する用語の定義は、本使用規約において特に定める場合を除き、自動車リサイクル法及び同法の委任を受けた政省令、並びに基本約款及び基本約款第1条第3項に規定する預託実務等受託業者の類型に応じ適用される各付属約款に定めるところによるものとします。
2. 「使用事業者」とは、預託実務等受託業者としてJARCと契約を締結した者であって、本使用規約に基づいて、資金管理システムに登録された者をいいます。
3. 「ウェブサイト」とは、JARCにより運営される資金管理システムの一部であるウェブサイトをいいます。

第3条（法令の遵守）

使用事業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守するものとします。

第2章 資金管理システムへの登録

第4条（登録申込）

使用事業者として資金管理システムへの登録を希望する者は、資金管理システムの内容その他本使用規約に定める事項を了解の上、JARCに対し、所定の申込書及び必要書類を添付して申込を行うものとします。

第5条（資金管理システムへの登録及び事業所コード等の付与）前条に基づく申込に対し、JARCは、下記第 号及び第 号に定める事項を確認の上、当該申込者を使用事業者として資金管理システムに登録し、これをもって申込を承諾します。資金管理システムへの登録完了後、JARCは、当該申込者に対し、資金管理システムを使用するために各事業所ごとに付与される事業所コード等を通知することとします。

当該申込者が預託実務等受託業者としてJARCと契約を締結した者であること。

第4条に基づき提出された申込書及び必要書類に不備がないこと。

第6条（使用期間）

資金管理システムの使用期間は、使用事業者とJARCの基本約款に基づく契約の終了日をもって終了するものとします。

第7条（登録内容の変更）

JARCは、基本約款第7条に定める変更の届出が行われた場合、当該届出を資金管理システムへの登録内容の変更の届出とみなすものとします。

第8条（譲渡禁止等）

使用事業者は、JARCの事前の承諾がない限り、本使用規約に基づく権利義務又は本使用規約上の地位を第三者に対して譲渡又は処分してはならないものとします。

第3章 資金管理システムの使用

第9条（資金管理システムの内容）

1. 使用事業者は、以下の事項を行う際に電子計算機等を用いて資金管理システムを使用することができます。
リサイクル料金等の預託申請

リサイクル券の発行
上記第1号及び第2号に附随する業務

2. 使用事業者が資金管理システムを使用するに際しての詳細事項は、JARCが別途発行する使用マニュアルに規定するものとします。

第10条（資金管理システムの使用に係る注意事項）

1. 使用事業者は、JARCがウェブサイト上に表示すること等で使用業者に通知する日程及び時間帯において、電子計算機等を用いて資金管理システムを使用することができます。但し、JARCは、資金管理システムの運営設備の保守、点検、変更又は不正アクセス防止措置等やむをえない事由により資金管理システムの運用を停止することがあります。
2. 使用事業者は、事業所コード等を自らの責任において厳重に管理するものとします。使用事業者は、自己の事業所コード等が第三者に不正に使用されるおそれがある場合又は当該事業所コード等を失念した場合、速やかにJARCに連絡の上、その指示に従うものとします。

第11条（資金管理システム使用に係る環境整備）

使用事業者は、資金管理システムを使用するに際して、JARCが使用マニュアル等で推奨する技術基準を満たすハードウェア及びソフトウェアを整備するものとします。

第4章 登録の抹消等

第12条（資金管理システム使用の一時停止及び登録の抹消）

1. JARCは、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、催告その他の手続を要せずして、直ちに当該使用事業者の資金管理システム使用の全部若しくは一部につき、一時停止することができるものとします。
申込書記載内容に虚偽があったとき
自動車リサイクル法又は関連法令に違反したとき
その他資金管理システムの運営に支障を及ぼすおそれがあるとJARCが判断したとき

2. JARCは、前項の一時停止の原因となった事由が消滅したことが確認できた場合、一時停止措置を解除することができるものとします。

3. JARCは、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、当該使用事業者の資金管理システムへの登録を抹消できるものとします。
使用事業者とJARCの基本約款に基づく契約が終了したとき
引取業者の場合、「使用済自動車再資源化預託金等の預託に必要な実務等に関する委託基本約款」における預託実務等受託業者としての契約が解除されたとき
使用事業者自ら資金管理システムからの登録抹消を申込んだとき

第13条（ファクシミリの利用から電子計算機の利用への移行）

1. 使用事業者のうちファクシミリを用いて資金管理システムを使用するものとして登録申込を行った者は、ファクシミリを用いた資金管理システムの使用から、電子計算機を用いた資金管理システムの使用への移行を希望する場合、JARCに対し、所定の移行申込書に必要書類を添付して申込を行うものとします。
2. 本条第1項に基づく移行の申込に対し、JARCは、当該移行の申込者を資金管理システムに再度登録し、これをもって

移行申込を承諾します。資金管理システムへの登録完了後JARCは、当該申込者に対し、電子計算機を用いインターネットを介して資金管理システムにログインするために各事業所ごとに付与される事業所コード等を記載した書面を郵送するものとします。なお事業所コードは変更しないものとします。

第5章 その他

第14条（使用事業者情報の開示）

JARCは、使用事業者が資金管理システムの使用に関連して登録した情報又はその内容について変更の届出を行った情報、及び資金管理システムの使用に関するJARCから付与された使用事業者情報を、下記の場合に限り開示できるものとします。

使用事業者が同意している場合

当該使用事業者情報が既に公知又は公用となっている場合
法令等又は裁判所の命令により開示が義務づけられた場合

第15条（免責）

1. 使用事業者が第7条の規定に基づく通知を怠ったために、本使用規約に基づくJARCの当該使用事業者に対する通知が延着し又は到達しなかった場合、当該延着又は到達しなかった通知は通常到達すべき時点において到達したものとみなします。

2. 第三者による事業所コード等の不正使用その他の事故があり、これに起因して使用業者に損害が生じても、JARCは一切の責任を負わないものとします。

3. 天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害（一時的なものであるか否かを問いません。）、使用事業者との間の通信回線（有線、無線であることを問いません。）の障害、インターネットサービスプロバイダーの役務提供に係る障害、コンピューターウイルスの介在、権限のない第三者による不当な資金管理システムの使用又はインターネット閲覧のためのアプリケーションソフトの不具合等に起因して資金管理システムの使用に関する誤処理がなされたことにより使用業者に損害が生じても、JARCは一切の責任を負わないものとします。

第16条（損害賠償）

JARCは、使用事業者が所有するソフトウェア又はハードウェアに起因して、又は使用事業者の本使用規約に基づかない利用に起因して、資金管理システムに支障が生じた場合、当該使用事業者に対して、損害賠償を請求できるものとします。

第17条（費用）

資金管理システムの使用に際して第11条に定める技術基準を満たすハードウェア及びソフトウェアの準備並びに維持・管理に係る費用、電子情報処理組織へ接続するための通信に係る諸費用、使用事業者が資金管理システムの使用に際して要する通信費等の費用は、使用事業者の負担とします。

第18条（準拠法）

本使用規約は、日本法を準拠法とします。

第19条（合意管轄裁判所）

本使用規約に関してJARCと使用事業者の間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（規約の改訂）

使用事業者は、本使用規約がJARCにより必要に応じ改訂されることをここに了解するものとします。JARCは、本使用規約を改訂した場合、その内容を使用業者に通知するものとします。

電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの
使用に関する規約

第1章 総則

第1条（総則）

1. 財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」といいます。）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」といいます。）における情報管理業務の円滑かつ確実な実施を目的として、報告管理事務を処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理し、さらにプログラム、ファイルその他の資料を作成し、及び保管するために必要なシステム（以下「電子マニフェストシステム」といいます。）を構築し、これを運営します。

2. 電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約（以下「本使用規約」といいます。）は、次条において定義される使用事業者が、電子計算機を用いインターネットを介して電子マニフェストシステムを使用するに際し遵守すべき事項を定めるものです。

第2条（用語の定義）

1. 本使用規約において使用する用語の定義は、本使用規約において特に定める場合を除き、自動車リサイクル法及び同法の委任を受けた政省令の定めるところによるものとします。

2. 「使用事業者」とは、自動車リサイクル法により移動報告を義務付けられた関連事業者のうち、本使用規約に基づいて電子マニフェストシステムに登録された者をいいます。

3. 「ウェブサイト」とは、電子マニフェストシステムにより運営されるウェブサイトをいいます。

第3条（法令の遵守）

使用事業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守するものとします。

第2章 電子マニフェストシステムへの登録

第4条（登録申込）

使用事業者として電子マニフェストシステムへの登録を希望する者は、電子マニフェストシステムの内容その他本使用規約に定める事項を了解の上、JARCに対し所定の申込書及び必要書類を添付して申込を行うものとします。

第5条（電子マニフェストシステムへの登録並びに事業所コード及びパスワードの付与）

前条に基づく申込に対しJARCは、下記第 号及び第 号に定める事項を確認の上、当該申込者を使用事業者として電子マニフェストシステムに登録し、これをもって申込を承諾します。電子マニフェストシステムへの登録完了後、JARCは、当該申込者に対し、電子マニフェストシステムにログインするために各事業所ごとに付与される事業所コード及び初期パスワードを記載した書面を郵送するものとします。

当該申込者が下記のいずれかの業者区分に応じた、登録又は許可を受けていること。

- (1) 引取業者の場合
自動車リサイクル法第42条に定める登録
- (2) フロン類回収業者の場合
自動車リサイクル法第53条に定める登録
- (3) 解体業者の場合

自動車リサイクル法第60条に定める許可

(4) 破砕業者の場合

自動車リサイクル法第67条に定める許可

なお引取業者については、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法）第25条に定める登録を本号（1）の登録に、フロン類回収業者については、同法第29条に定める登録を本号（2）の登録に、それぞれ代えることができるものとします。

第4条に基づき提出された申込書及び必要書類に不備がないこと。

第6条（使用期間）

電子マニフェストシステムの使用期間は、使用事業者が電子マニフェストシステムに登録された日より5年間とします。使用事業者から電子マニフェストシステムの使用の延長を希望しない旨の書面による申入がないかぎり、当該使用事業者の電子マニフェストシステムの使用期間は5年間自動延長されるものとし、以降も同様とします。

第7条（登録内容の変更）

使用事業者は、氏名又は名称、住所、代表者の氏名（法人である場合）事業所の名称、事業所の所在地、電子メールアドレス、ファクシミリ番号並びに電話番号等の登録内容に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を記載した書面をJARCに郵送することにより届け出るものとします。

第8条（譲渡禁止等）

使用事業者は、JARCの事前の書面による承諾がない限り、本使用規約に基づく権利義務又は本使用規約上の地位を第三者に対して譲渡又は処分してはならないものとします。

第3章 電子マニフェストシステムの使用

第9条（電子マニフェストシステムの内容）

1. 使用事業者は、自動車リサイクル法の規定に基づき、以下の事項を行う際に電子計算機を用いて電子マニフェストシステムを使用することができます。

移動報告

ファイルに登録されている事項であって、自らが引き取った使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化等物品に係るものについて、ウェブサイト上の書式を用いたファイルの閲覧又は当該事項を記載した書類等の交付の請求（但し、書類等の交付を請求する場合はJARCが別途定め公表する手数料を郵便受取時に代金引換の方法により納めることが必要です。）

JARCが行う確認通知のウェブサイト上での確認

2. 使用事業者は、移動報告の内容に過誤のあった場合、速やかに電子計算機を用いて電子マニフェストシステムを使用し、移動報告内容の修正又は取消手続を行うものとします。但し、過誤の内容により、JARCが定める書類の提出が必要となる場合や、移動報告の修正又は取消ができない場合もあります。

3. 使用事業者が電子マニフェストシステムを使用するに際しての詳細事項は、JARCが別途発行する使用マニュアルに規定するものとします。

第10条（電子マニフェストシステムの使用に係る注意事項）

1. 使用事業者は、JARCがウェブサイト上に表示する日程及び時間帯において、電子計算機を用いて電子マニフェストシステムを使用することができます。但し、JARCは、電子マニフェストシステムの運営設備の保守、点検、変更又は不正ア

クセス防止措置等やむをえない事由により電子マニフェストシステムの運用を停止することがあります。

2. 使用事業者は、事業所コード及びパスワードを自らの責任において厳重に管理するものとします。使用事業者は、自己の事業所コード又はパスワードが第三者に不正に使用されるおそれがある場合若しくは当該事業所コード又はパスワードを失念した場合、速やかにJARCに連絡の上、その指示に従うものとします。

3. 使用事業者は、JARCの承諾がない限り、ファクシミリを用いて電子マニフェストシステムを使用してはならないものとします。

第11条（電子マニフェストシステム使用に係る技術基準）

1. 使用事業者は、電子マニフェストシステムを使用するに際して、JARCがウェブサイト上に表示する技術基準を満たす機器・設備及びソフトウェアを使用事業者の負担において準備し、これらの機器等を適正に維持・管理するものとします。

2. JARCは、技術基準を変更する場合、ウェブサイト上で変更内容を表示することで、使用事業者に対してかかる変更の通知を行うものとします。この場合、使用事業者は速やかに変更後の技術基準に対応するものとします。

第4章 登録の抹消

第12条（電子マニフェストシステム使用の一時停止及び登録の抹消）

1. JARCは、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、催告その他の手続を要せずして、直ちに当該使用事業者による電子マニフェストシステムの使用の全部若しくは一部を一時停止することができるものとします。申込書記載内容に虚偽があったとき
自動車リサイクル法又は関連法令に違反したとき
その他電子マニフェストシステムの運営に支障を及ぼすおそれがあるとJARCが判断したとき

2. JARCは、前項の一時停止の原因となった事由が消滅したことが確認できた場合、一時停止措置を解除することができるものとします。

3. JARCは、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、電子マニフェストシステムへの登録を抹消できるものとします。
本使用規約第5条第 号に規定される登録又は許可が取り消された場合、又は更新されなかったとき
使用事業者自ら電子マニフェストシステムからの登録抹消を申込んだとき

第5章 その他

第13条（使用事業者情報の開示）

JARCは、使用事業者が電子マニフェストシステムの使用に関連して登録した情報又はその内容について変更の届出を行った情報、及び電子マニフェストシステムの使用に関するJARCから付与された使用事業者情報を、下記の場合に限り開示できるものとします。

使用事業者が同意している場合

当該使用事業者情報が既に公知又は公用となっている場合
法令等又は裁判所の命令により開示が義務づけられた場合

第14条（免責）

1. 使用事業者が第7条の規定に基づく通知を怠ったために、本使用規約に基づくJARCの当該使用事業者に対する通知が遅着し又は到達しなかった場合、当該延着又は到達しなかった通知は通常到達すべき時点において到達したものとみなします。

2. 使用事業者からJARCに対して報告された情報とファイルに記載された事項に相違があることが確認された場合、JARCは速やかにファイルの訂正のために必要な措置を講じるものとしますが、かかる措置を講じる場合を除き、JARCはその他一切の責任を負わないものとします。

3. JARCは、使用事業者が本使用規約第9条第2項に定める手続を行い、かつ移動報告の修正又は取消が可能である場合においてファイルの訂正を行う以外、ファイルの訂正に関する一切の措置を講じる義務を負わないものとします。また事由の如何を問わず、訂正が行われたこと又は行われなかったことにより、使用事業者その他第三者に損害が生じた場合において、JARCはかかる損害を賠償する一切の責任を負わないものとします。

4. 第三者による事業所コード及びパスワードの不正使用その他の事故があり、これに起因して使用事業者に損害が生じても、JARCは一切の責任を負わないものとします。

5. 天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害（一時的なものであるか否かを問いません。）使用事業者との間の電気通信回線（有線、無線であることを問いません。）の障害、インターネットサービスプロバイダーの役務提供に係る障害、コンピューターウィルスの介在、権限のない第三者による不当な電子マニフェストシステムの使用又はインターネット閲覧のためのアプリケーションソフトの不具合等に起因して電子マニフェストシステムの使用に関する誤処理がなされたことにより使用事業者に損害が生じても、JARCは一切の責任を負わないものとします。

第15条（損害賠償）

JARCは、使用事業者が所有するソフトウェア又はハードウェアに起因して、又は使用事業者の本使用規約に基づかない利用に起因して、電子マニフェストシステムに支障が生じた場合、当該使用事業者に対して、損害賠償を請求できるものとします。

第16条（費用）

電子マニフェストシステムの使用に際して第11条に定める技術基準を満たす機器・設備及びソフトウェアの準備並びに維持・管理に係る費用、インターネットへ接続するための通信に係る諸費用は使用事業者の負担とします。なお、JARCからの手数料の請求は、本使用規約第9条第1項第 号に定める手数料のみとします。

第17条（準拠法）

本使用規約は、日本法を準拠法とします。

第18条（合意管轄裁判所）

本使用規約に関してJARCと使用事業者の間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（規約の改訂）

使用事業者は、本使用規約がJARCにより必要に応じ改訂されることをここに了解するものとします。JARCは、改訂された本使用規約をウェブサイト上に表示することにより、その内容を使用事業者に通知するものとします。

ファクシミリを用いた電子マニフェストシステムの 使用に関する規約

第1章 総 則

第1条（総則）

- 財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」といいます。）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」といいます。）における情報管理業務の円滑かつ確実な実施を目的として、報告管理事務を処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理し、さらにプログラム、ファイルその他の資料を作成し、及び保管するために必要なシステム（以下「電子マニフェストシステム」といいます。）を構築し、これを運営します。
- ファクシミリを用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約（以下「本使用規約」といいます。）は、次条において定義される使用事業者がファクシミリ及びプッシュホン回線を用いて電子マニフェストシステムを使用するに際し遵守すべき事項を定めるものです。

第2条（用語の定義）

- 本使用規約において使用する用語の定義は、本使用規約において特に定める場合を除き、自動車リサイクル法及び同法の委任を受けた政省令の定めるところによるものとします。
- 「使用事業者」とは、自動車リサイクル法により移動報告を義務付けられた関連事業者のうち、本使用規約に基づいて電子マニフェストシステムに登録された者をいいます。

第3条（法令の遵守）

使用事業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守するものとします。

第2章 電子マニフェストシステムへの登録

第4条（登録申込）

使用事業者として電子マニフェストシステムへの登録を希望する者は、電子マニフェストシステムの内容その他本使用規約に定める事項を了解の上、JARCに対し所定の申込書及び必要書類を添付して申込を行うものとします。

第5条（電子マニフェストシステムへの登録及び事業所コードの付与）

前条に基づく申込に対しJARCは、下記第 号及び第 号に定める事項を確認の上、当該申込者を使用事業者として電子マニフェストシステムに登録し、これをもって申込を承諾します。電子マニフェストシステムへの登録完了後、JARCは、当該申込者に対し、電子マニフェストシステムを使用するために各事業所ごとに付与される事業所コードを記載した書面を郵送するものとします。当該申込者が下記のいずれかの業区分に応じた、登録又は許可を受けていること。

- 引取業者の場合
自動車リサイクル法第42条に定める登録
- フロン類回収業者の場合
自動車リサイクル法第53条に定める登録
- 解体業者の場合
自動車リサイクル法第60条に定める許可
- 破碎業者の場合
自動車リサイクル法第67条に定める許可

なお引取業者については、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法）

第25条に定める登録を本号（1）の登録に、フロン類回収業者については、同法第29条に定める登録を本号（2）の登録に、それぞれ代えることができるものとします。

第4条に基づき提出された申込書及び必要書類に不備がないこと。

第6条（使用期間）

電子マニフェストシステムの使用期間は、使用事業者が電子マニフェストシステムに登録された日より5年間とします。使用事業者から電子マニフェストシステムの使用の延長を希望しない旨の書面による申入がないかぎり、当該使用事業者の電子マニフェストシステムの使用期間は5年間自動延長されるものとし、以降も同様とします。

第7条（登録内容の変更）

使用事業者は、氏名又は名称、住所、代表者の氏名（法人である場合）事業所の名称、事業所の所在地、ファクシミリ番号並びに電話番号等の登録内容に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を記載した書面をJARCに郵送することにより届け出るものとします。

第8条（譲渡禁止等）

使用事業者は、JARCの事前の書面による承諾がない限り、本使用規約に基づく権利義務又は本使用規約上の地位を第三者に対して譲渡又は処分してはならないものとします。

第3章 電子マニフェストシステムの使用

第9条（電子マニフェストシステムの内容）

- 使用事業者は、自動車リサイクル法の規定に基づき、以下の事項を行う際にファクシミリを用いて電子マニフェストシステムを使用することができます。書面の提出による移動報告
ファイルに記録されている事項であって、自らが引き取った使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化等物品に係るものについて、当該事項を記載した書類等の交付の書面の提出による請求（電子マニフェストシステムに解体業者による解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した旨の引渡報告又は破碎業者による解体業者から解体自動車を引き取った旨の引取報告の記録が行われた場合、JARCは、当該解体自動車を使用済自動車として引き取った引取業者から当該使用済自動車に係る解体報告記録が行われた旨を記載した書類の交付が請求されたものとみなします。なお、書類の受取はファクシミリとなります。）
JARCがファクシミリを使用して行う確認通知の確認
- 使用事業者は、JARCに対しファクシミリを用いた書面の提出による移動報告を行う場合、JARCが別途定め公表する手数料を納めるものとします。使用事業者による当該手数料の支払いは、毎月定められた期日に前月分請求金額を、当該使用事業者が保有する郵便局通常貯金口座からJARCが保有する郵便振替口座への自動払込により行うものとします。
- 使用事業者は、JARCに対しファクシミリを用いた書面の提出による書類等の交付を請求する場合、次の各号に掲げる書類等の受取方法の区分に応じ、当該各号に定める方法によりJARCが別途定め公表する手数料を納めるものとします。ファクシミリでの受取
前項に定める方法と同様の方法で納めるものとします。郵便での受取
代金引換の方法により納めるものとします。
- 使用事業者は、移動報告の内容に過誤のあった場合、速やか

にファクシミリを用いて電子マニフェストシステムを使用し、所定の書式による移動報告内容の修正又は取消手続を行うものとします。但し、過誤の内容により、JARCが定める書類の提出が必要となる場合や、移動報告の修正又は取消ができない場合もあります。

- 使用事業者が電子マニフェストシステムを使用するに際しての詳細事項は、JARCが別途発行する使用マニュアルに規定するものとします。

第10条（電子マニフェストシステムの使用に係る注意事項）

- 使用事業者は、JARCが事前に公表する（若しくは通知する）日程及び時間帯において、ファクシミリを用いて電子マニフェストシステムを使用することができます。但し、JARCは、電子マニフェストシステムの運営設備の保守、点検、変更又は不正アクセス防止措置等やむをえない事由により電子マニフェストシステムの運用を停止することがあります。
- 使用事業者は、事業所コードを自らの責任において厳重に管理するものとします。使用事業者は、自己の事業所コードが第三者に不正に使用されるおそれがある場合又は当該事業所コードを失念した場合、速やかにJARCに連絡の上、その指示に従うものとします。

第11条（電子マニフェストシステム使用に係る技術基準）

- 使用事業者は、電子マニフェストシステムを使用するに際して、以下の技術基準を満たす機器及び回線を使用事業者の負担において準備し、これらの機器等を適正に維持・管理するものとします。
G3規格対応のファクシミリ機能及びプッシュホン機能を有する機器
G3ファクシミリ通信及びプッシュトーンの送受信品質が保証された回線
- JARCは、技術基準を変更する場合、変更内容を公表し、使用事業者に対して通知するものとします。この場合、使用事業者は速やかに変更後の技術基準に対応するものとします。

第4章 登録の抹消等

第12条（電子マニフェストシステム使用の一時停止及び登録の抹消）

- JARCは、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、催告その他の手続を要せずして、直ちに当該使用事業者による電子マニフェストシステムの使用の全部若しくは一部を一時停止することができるものとします。申込書記載内容に虚偽があったとき
自動車リサイクル法又は関連法令に違反したとき
本使用規約第9条第2項に規定される手数料を納めないとき
その他電子マニフェストシステムの運営に支障を及ぼすおそれがあるとJARCが判断したとき
- JARCは、前項の一時停止の原因となった事由が消滅したことが確認できた場合、一時停止措置を解除することができるものとします。
- JARCは、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、電子マニフェストシステムへの登録を抹消できるものとします。
本使用規約第5条第 号に規定される登録又は許可が取り消された場合、又は更新されなかったとき
使用事業者自ら電子マニフェストシステムからの登録抹消を申込んだとき

第13条（ファクシミリの利用から電子計算機の利用への移行）

- 使用事業者は、本使用規約に基づくファクシミリ等を用いた電子マニフェストシステムの使用から、電子計算機を用いたインターネットを介した電子マニフェストシステムの使用への移行を希望する場合、移行申込の時点において有効かつ最新の「電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約」（以下本条において「電子計算機用使用規約」といいます。）の内容その他各条項を了解の上、JARCに対し、所定の移行申込書に必要書類を添付して申込を行うものとします。
- 本条第1項に基づく移行の申込に対し、JARCは、電子計算機用使用規約第5条に定める事項を確認の上、当該移行の申込者を電子計算機用使用規約に基づく使用事業者として電子マニフェストシステムに登録し、これをもって移行申込を承諾します。電子マニフェストシステムへの登録完了後JARCは、当該申込者に対し、電子計算機を用いたインターネットを介して電子マニフェストシステムにログインするために各事業所ごとに付与される事業所コード及び初期パスワードを記載した書面を郵送するものとします。なお事業所コードは従前どおりとなります。
- 本条第2項に基づき移行申込が承諾された場合、当該移行の申込者は本使用規約に基づく使用事業者としての地位を喪失し、以降は電子計算機用使用規約に基づく使用事業者として同規約の各条項が適用されるものとします。

第5章 その他

第14条（使用事業者情報の開示）

JARCは、使用事業者が電子マニフェストシステムの使用に関連して登録した情報又はその内容について変更の届出を行った情報、及び電子マニフェストシステムの使用に関するJARCから付与された使用事業者情報を、下記の場合に限り開示できるものとします。
使用事業者が同意している場合
当該使用事業者情報が既に公知又は公用となっている場合
法令等又は裁判所の命令により開示が義務づけられた場合

第15条（免責）

- 使用事業者が第7条の規定に基づく通知を怠ったために、本使用規約に基づくJARCの当該使用事業者に対する通知が延着し又は到達しなかった場合、当該延着又は到達しなかった通知は通常到達すべき時点において到達したものとみなします。
- 使用事業者からJARCに対して報告された情報とファイルに記載された事項に相違があることが確認された場合、JARCは速やかにファイルの訂正のために必要な措置を講じるものとしますが、かかる措置を講じる場合を除き、JARCはその他一切の責任を負わないものとします。
- JARCは、使用事業者が本使用規約第9条第4項に定める手続を行い、かつ移動報告の修正又は取消が可能である場合においてファイルの訂正を行う以外、ファイルの訂正に関する一切の措置を講じる義務を負わないものとします。また事由の如何を問わず、訂正が行われたこと又は行われなかったことにより、使用事業者その他第三者に損害が生じた場合において、JARCはかかる損害を賠償する一切の責任を負わないものとします。
- 第三者による事業所コードの不正使用その他の事故があり、

